

第 9 章 関係要綱および要領

第9章 関係要綱および要領

目 次

1	管路情報複写費を定める要綱	142
2	秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任 技術者の指導および処分に関する要綱	143
3	生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱	148
4	生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領	150
5	生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱 (農業集落排水処理区域内)	151
6	生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領 (農業集落排水処理区域内)	153
7	秋田市ディスポーザ排水処理システム等取扱い要領	154
8	秋田市排水設備設置義務免除取扱要綱	156

(注) 各要綱の別表および様式は省略。

1 管路情報複写費を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が管理している水道、下水道および農業集落排水の管路情報を複写するための費用（以下「複写費」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(複写の種類等)

第2条 複写を行う管路情報の種類は、水道、下水道および農業集落排水の3種類とし、そのうちから1種類又は必要に応じて組み合わせた複数の種類を1枚の複写とすることができる。

(費用の負担)

第3条 複写費は、管路情報の複写を申し込む者の負担とする。

(費用)

第4条 カラーの複写費は、A3サイズ1枚につき50円とし、また、白黒は、A3サイズ1枚につき10円とする。（消費税等相当額を含む。）

(費用の徴収)

第5条 前条に定める複写費は、管路情報複写の申込みの際これを徴収する。

(転写の禁止)

第6条 転写を禁ずることとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分に関する要綱

(平成 17 年 4 月 1 日 管理者決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、秋田市下水道条例（昭和 39 年秋田市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条の 8 の規定に基づく指定排水設備工事業者（別図、別表および様式の表題に関する部分（以下この条において「表題部分」という。）を除き、以下「指定業者」という。）の指定の取消しおよび指定の効力の停止ならびに条例第 5 条の 15 の規定に基づく排水設備工事責任技術者（表題部分を除き、以下「工事責任技術者」という。）の登録の取消しおよび登録の効力の停止の処分ならびに指定業者および工事責任技術者の指導に関する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導)

第 2 条 管理者は、指定業者又は工事責任技術者の違反行為（指定業者にあつては条例第 5 条の 8 各号のいずれか、工事責任技術者にあつては条例第 5 条の 15 各号のいずれかに該当する行為等をいう。以下同じ。）を認めるときは、指定の取消しもしくは指定の効力の停止又は登録の取消しもしくは登録の効力の停止の処分（以下「指定の取消しその他の処分」という。）のほか、文書等による指導を行うことができるものとする。

(処理手順および処分等の基準)

第 3 条 管理者は、指定業者又は工事責任技術者に違反行為の疑いがあるときは、指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分処理手順（次項において「処理手順」という。）に基づき、当事者からの事情聴取その他の事実関係の調査を行うものとする。

2 管理者は、前項の事実関係の調査により指定業者又は工事責任技術者の違反行為が明らかになったときは、指定業者にあつては処理手順および別表第 1 に規定する指定排水設備工事業者の違反行為に係る指導および処分基準、工事責任技術者にあつては処理手順および別表第 2 に規定する排水設備工事責任技術者の違反行為に係る指導および処分基準に基づき、指定の取消しその他の処分又は指導を行うものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第 4 条 管理者は、指定の取消し又は登録の取消しをしようとするときは、秋田市行政手続条例（平成 7 年秋田市条例第 44 号）第 12 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞を行うものとする。

2 管理者は、指定の効力の停止又は登録の効力の停止をしようとするときは、秋田市行政手続条例第 12 条第 1 項第 2 号に基づき弁明の機会を付与するものとする。

(委員会)

第5条 指定の取消しその他の処分に関する審査は指定工事事業者審査委員会が行い、当該審査については指定工事事業者審査委員会要綱に規定する。

(処分の決定)

第6条 管理者は、指定工事事業者審査委員会による審査の結果の報告を受けて、指定の取消しその他の処分を決定し、当該処分内容を指定業者又は工事責任技術者に通知するとともに、当該処分に伴う所要の措置を講ずるものとする。

(報告)

第7条 管理者は、指定の取消しその他の処分を行ったときは、秋田県下水道協会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要綱に関する庶務は、給排水課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の処分に関する要綱（平成17年4月1日管理者決裁）の規定によりなされた取消しおよび停止の処分については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表第 1

指定排水設備工事業者の違反行為に係る指導および処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令文	違反内容	指導および処分内容
指定基準違反	条例第5条の8第1号	条例第5条の3第1号	1 秋田県内に営業所がないとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告文を受け取った日から7日以内に改善しない場合は、取消し ・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 取消し
		条例第5条の3第2号	2 工事責任技術者を専属していないとき。	
		条例第5条の3第3号アおよびウ	3 指定を取り消され、その取消し日から2年を経過しない者であるとき。	・ 違反行為が明確になった場合は、取消し
		条例第5条の3第3号イおよびウ	4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者であるとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告文を受け取った日から7日以内に改善しない場合は、停止6月以内 ・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止6月以内 ・ 取消し
事業の運営基準違反および工事施行に関する義務違反	条例第5条の8第2号	条例第5条の6	1 下水道に関する法令および条例その他管理者が定めるところに従わず、不適正な排水設備工事を施工したとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止6月以内 ・ 取消し
		規程第4条第2項第1号	2 正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき。	・ 口頭注意 ・ 文書警告
		規程第4条第2項第2号	3 適正な工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止6月以内 ・ 取消し
		規程第4条第2項第3号	4 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止6月以内 ・ 取消し
		規程第4条第2項第4号	5 指定業者としての自己の名義を他の業者に貸したとき。	
		規程第4条第2項第5号	6 条例第3条第1項および第2項の規定による管理者の確認を受けていない工事を施工したとき。	
		規程第4条第2項第6号	7 工事責任技術者の監理の下において工事の設計および施工をしないとき。	

			規程第4条第2項第7号	8 工事の完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない場合を除き、無償で補修しないとき。	
	条例第5条の8第4号			9 施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	※ 障害を与えたとき ・ 停止6月以内 ・ 停止6月以内の処分を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 取消し ※ 障害を与えるおそれ大きいとき ・ 文書警告 ・ 文書警告処分を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止6月以内 ・ 取消し
届出義務違反	条例第5条の8第3号	条例第5条の7	規程第5条第1項第1号	1 商号又は名称の変更届出をしないとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告文を受け取った日から7日以内に改善しない場合は、停止6月以内。 ・ 文書警告を受け、更に2年以内に他の3月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 取消し
			規程第5条第1項第2号	2 代表者の氏名変更届出をしないとき。	
			規程第5条第1項第3号	3 営業所の移転変更届出をしないとき。	
			規程第5条第1項第4号	4 営業所の住居表示および電話番号の変更届出をしないとき。	
			規程第5条第1項第5号	5 その他管理者が指示した届出をしないとき。	
			規程第5条第2項	6 工事責任技術者の変更届出をしなかったとき。	
			規程第5条第3項	7 排水設備工事の事業の廃止、休止、もしくは再開を遅滞なく届出しないとき。	
不正申請	下水道条例第5条の8第5号	条例第5条第1項		1 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。	・ 取消し

別表第 2

排水設備工事責任技術者の違反行為に係る指導および処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令文		違反内容	指導および処分内容
工事責任技術者の義務違反	条例第 5 条の 15 第 1 号	条例第 5 条の 9 第 2 項第 1 号		1 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理を行わなかったとき。	・ 文書警告 ・ 文書警告を受け、更に 2 年以内に他の 3 月以上の停止処分を受けた場合は、取消し。 ・ 停止 6 月以内 ・ 取消し
		条例第 5 条の 9 第 2 項第 2 号		2 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督を行わなかったとき。	
		条例第 5 条の 9 第 2 項第 3 号		3 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していることの確認を怠ったとき。	
		条例第 5 条の 9 第 2 項第 3 号 条例第 3 条第 1 項および第 2 項	規程第 8 条	4 管理者の確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を施工したとき。	
		条例第 5 条の 9 第 2 項第 4 号		5 排水設備等の新設等の工事が完了した際に行われる完了検査に立ち会わなかったとき。	
届出義務違反	条例第 5 条の 15 第 2 号	条例第 5 条の 14	規程第 7 条第 6 項	1 登録事項の変更又は登録の取消しを届出しないとき。	・ 口頭注意 ・ 文書警告 ・ 文書警告を受け、更に 2 年以内に他の 3 月以上の停止処分を受けた場合は、取消し ・ 停止 6 月以内 ・ 取消し
不正申請	条例第 5 条の 15 第 3 号	条例第 5 条の 9 第 1 項		1 不正の手段により工事責任技術者の登録を受けたとき。	・ 取消し

3 生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活扶助世帯等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の生活扶助を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）の生活支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第1号の生活支援給付を受けている世帯をいう。以下同じ。）の所有に係る下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内の建築物に設けられているくみ取便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造する工事（以下「改造工事」という。）に必要な経費（以下「改造経費」という。）を生活扶助世帯等に対し、毎年度予算の範囲内で補助金として交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる改造経費は、次に掲げる経費をいう。

- (1) 便所の改造（便所を水洗便所とするために必要な給水装置の工事を含む。）に要する経費
- (2) 便所の改造に付随する下水道法第10条第1項の排水設備の設置（便所の改造に伴い必要とされる既存排水設備の改造を含み、もっぱら便所の污水以外下水を排除するために行う排水設備の設置又は改造を除く。）に要する経費

2 補助金交付対象の詳細については、国の通知等によるほか、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領で定める。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1件につき267,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付申請書（様式第1号）に交付決定に関し必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定および通知)

第5条 管理者は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申

請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（改造工事の代行および補助金額の決定等）

第6条 管理者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「被補助者」という。）から依頼を受け、当該被補助者に代行して改造工事を発注するものとする。

2 管理者は、工事施工業者に改造工事の完了後速やかに、完了図書を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の規定により完了図書を受理したときは、速やかに、現地調査により工事の内容を確認するとともに工事代金の精算を行い、補助金額を決定し、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付金額決定通知書（様式第3号）により被補助者に通知するものとする。

4 管理者は、補助金額の決定後速やかに、決定金額を被補助者の委任をもって工事施工業者へ直接支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領

(目的)

第1条 この要領は生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付対象の詳細および補助金算定の方法について定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は次に掲げるものとする。

- (1) 便所の屋内からの排水管と屋外排水管の会合点に設置する汚水ますを設置するための経費
- (2) (1)の汚水ますから公共汚水ますに至る屋外排水管布設に要する経費
- (3) (2)の屋外排水管の延長中に、排水管の延長が管径の120倍を超えないために設置する汚水ますおよび屋外排水管の屈曲点等に設置する汚水ますの設置に要する経費
- (4) 便所の汚水を屋外排水設備へ流出させるために必要な屋内排水管布設に要する経費
- (5) 前4号に掲げる経費に係る工事の施工に伴って、やむを得ず既存の工作物等を取り壊す場合、原状を回復させるために必要な経費
- (6) 便器代
- (7) 便器設置費
- (8) 便槽処理費（くみ取費は除く）
- (9) 残土等処理費
- (10) 給水装置工事費
- (11) 電気設備工事費
- (12) 諸経費
- (13) 消費税および地方消費税

2 前項第9号から第13号までの経費については、便所を水洗便所とするために必要なもののみを対象とする。

(補助金交付額の決定)

第3条 補助金交付額は、要綱第3条で定める額の範囲内で、各申請ごとに3社以上の見積りを徴して、現地調査で確認した工事の内容と前条の交付対象を照合して審査を行い、決定する。

附則

この要領は、平成18年2月17日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

5 生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱（農業集落排水処理区域内）

（平成22年 3 月25日 上下水道事業管理者決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、生活扶助世帯等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の生活扶助を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号の生活支援給付を受けている世帯をいう。以下同じ。）の所有に係る農業集落排水処理区域（秋田市農業集落排水施設条例別表第1）内の建築物に設けられているくみ取便所を水洗便所（污水管が農業集落排水施設に連結されたものに限る。）に改造する工事（以下「改造工事」という。）に必要な経費（以下「改造経費」という。）を生活扶助世帯等に対し補助金として交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第2条 補助金の交付対象となる改造経費は、次に掲げる経費をいう。

- （1）便所の改造（便所を水洗便所とするために必要な給水装置の工事を含む。）に要する経費
- （2）便所の改造に付随する汚水を施設に排水するために必要な排水管、集水ますその他の排水設備で所有者等が設置および管理するものの設置（便所の改造に伴い必要とされる既存排水設備の改造を含み、もっぱら便所の污水以外の下水を排除するために行う排水設備の設置又は改造を除く。）に要する経費

2 補助金交付対象の詳細については、国の通知等によるほか、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領で定める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、1件につき267,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付申請書（様式第1号）に交付決定に関し必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定および通知）

第5条 管理者は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(改造工事の代行および補助金額の決定等)

第6条 管理者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「被補助者」という。）から依頼を受け、当該被補助者に代行して改造工事を発注するものとする。

2 管理者は、工事施工業者に改造工事の完了後速やかに、完了図書を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の規定により完了図書を受理したときは、速やかに、現地調査により工事の内容を確認するとともに工事代金の精算を行い、補助金額を決定し、生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付金額決定通知書（様式第3号）により被補助者に通知するものとする。

4 管理者は、補助金額の決定後速やかに、決定金額を被補助者の委任をもって工事施工業者へ直接支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金交付要綱（農業集落排水事業区域内）（平成13年10月22日農林部長決裁）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

6 生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金算定要領 (農業集落排水処理区域内)

(目的)

第1条 この要領は生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付対象の詳細および補助金算定の方法について定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は次に掲げるものとする。

- (1) 便所の屋内からの排水管と屋外排水管の会合点に設置する集水ますを設置するための経費
- (2) (1)の集水ますから公共汚水ますに至る屋外排水管布設に要する経費
- (3) (2)の屋外排水管の延長中に、排水管の延長が管径の120倍を超えないために設置する集水ますおよび屋外排水管の屈曲点等に設置する集水ますの設置に要する経費
- (4) 便所の汚水を屋外排水設備へ流出させるために必要な屋内排水管布設に要する経費
- (5) 前4号に掲げる経費に係る工事の施工に伴って、やむを得ず既存の工作物等を取り壊す場合、原状を回復させるために必要な経費
- (6) 便器代
- (7) 便器設置費
- (8) 便槽処理費（くみ取費は除く）
- (9) 残土等処理費
- (10) 給水装置工事費
- (11) 電気設備工事費
- (12) 諸経費
- (13) 消費税および地方消費税

2 前項第9号から第13号までの経費については、便所を水洗便所とするために必要なもののみを対象とする。

(補助金交付額の決定)

第3条 補助金交付額は、要綱第3条で定める額の範囲内で、各申請ごとに3社以上の見積りを徴して、現地調査で確認した工事の内容と前条の交付対象を照合して審査を行い、決定する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

7 秋田市ディスポーザ排水処理システム等取扱い要領

(平成 17 年 4 月 1 日 管理者決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、公共下水道および地域下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのないように保全するため、ディスポーザ排水処理システム等（以下「システム」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めシステムの適切な使用と維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ゴミを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道又は地域下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の規定に基づく配管設備として国土交通大臣等が認定したものをいう。

(2) メーカー 前号に規定する認定を受けた者をいう。

(3) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者であって、次に掲げるものをいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃貸人

イ 賃借の集合建築物の所有者

ウ 分譲の集合建築物の所有者又は所有者の代表者

(システムの計画の確認)

第 3 条 秋田市下水道条例施行規程（平成17年 4 月 1 日上下水道局管理規程第19号）第 4 条第 5 号および秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年 4 月 1 日上下水道局管理規程第24号）第 3 条第 5 号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 認定書の写し

(2) 仕様書（ディスポーザ、排水処理槽および算定根拠）

(3) 維持管理計画書（維持管理体制、処理水質基準、点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等））

(4) 維持管理業務委託契約書の写し

(5) 確約書（様式第 1 号）

(6) その他第 2 条第 1 号に規定する認定の内容との適合性を判断するために必要な書類

(維持管理に関する指導)

第 4 条 管理者は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 3 条および秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）第 6 条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次に掲げる事項を指導する。ただし、申請者と使用者が異なる場合は、使用者に対し指導するものとする。

(1) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契

約を締結すること。

- (2) システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する点検に関する資料を3年間保存すること。
- (3) システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、管理者が必要と認めるときは、維持管理に関する資料を提出すること。
- (4) システムから発生する汚泥等の処分については、使用者の責任において適切に行うこと。
- (5) システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該建築物の譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継すること。

(メーカーに対する指導)

第5条 管理者は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導する。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 申請者に対し、管理者が行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

8 秋田市排水設備設置義務免除取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備の設置義務の免除に係る許可（以下「許可」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 免除下水 免除の許可を受け公共下水道以外に排出させる下水をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 特定事業場 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）およびダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定事業場をいう。
- (7) 排出施設 放流水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。

(許可の対象)

第3条 許可の対象は、特定事業場からの放流水および秋田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、特にやむを得ないと認める放流水とする。

(許可の申請)

第4条 許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 下水を排出しようとする施設のフローシートならびに施設ごとの水質および排水量を記載した書類
- (2) 工場又は事業場（以下「事業場」という。）の平面図および排出施設の概要（付近見取図、排水系統図および構造図）
- (3) 放流先河川等管理者の許可証等の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(許可の要件)

第5条 許可は、事業場における排出施設の排出口ごとに行うものとする。

2 管理者は、前条に規定する申請が、次に掲げる要件に適合すると認めるときは、許可をすることができる。

- (1) 許可を受けようとする下水の水質が、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条第1項に定める放流水の水質の技術上の基準、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1および別表第2に定める排水基準ならびに秋田県公害防止条例（昭和46年秋田県条例第52号）別表第2に定め

る排水基準のいずれにも適合するものであること。

(2) 許可を受けようとする下水の排出施設と、その他の下水の排水設備が完全に分離され、かつ、排水系統が容易に確認できるものであること。

(3) 許可を受けようとする下水の排出先が適切で、環境の保全上支障がないこと。

(4) その他管理者が特に必要と認める要件

(事前協議)

第6条 許可を受けようとする者は、第4条に規定する申請（以下「申請」という。）をする前に、当該下水を排出する施設について管理者と協議を行わなければならない。

(変更の許可申請)

第7条 許可を受けた者は、許可を受けた事項について変更しようとするときは、変更しようとする日前14日までに、改めて申請をしなければならない。

(標準処理期間)

第8条 管理者は、申請があったときは、申請書が到達した日から起算して14日以内に許可又は不許可の決定をするものとする。

(許可の期間)

第9条 許可の期間は、許可をした日から3年を超えない期間内で管理者が定める。

(継続の許可申請)

第10条 許可を受けた者が前条の期間を過ぎて引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日前14日までに、改めて申請をしなければならない。

(通知)

第11条 管理者は、申請に対する許可又は不許可を決定したときは、排水設備設置義務免除許可書（様式第2号）又は排水設備設置義務免除不許可通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(立入検査等)

第12条 管理者は、許可に係る事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、放流水の水質および当該事業場における施設の維持管理状況について報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

(水質検査の実施等)

第13条 許可を受けた者は、免除下水の排出を開始した日から3週間以内に計量証明書を提出するものとする。

2 許可を受けた者は、許可の条件に従い年1回以上放流水の排出口から試料を採取して水質検査を行い、その結果を速やかに管理者へ報告しなければならない。

(事故時の措置)

第14条 許可を受けた者は、当該事業場において排出施設の破損その他の事故が発生し、排出口から第5条第2項第1号に掲げる要件に適合しない放流水が排出されるとき、又は適合しないおそれのある放流水が排出されるときは、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況および講じた措置の概要を管理者に報告しなければならない。

(排出施設の休止等の届出)

第15条 許可を受けた者は、当該許可の期間内に排出施設の使用を休止し、廃止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第16条 管理者は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の報告があったとき。
- (4) 当該事業場の設置者が第14条の応急の措置を講じていないとき。
- (5) 第5条第2項に掲げる許可の要件のいずれかを満たさなくなった事実を確認したとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に許可を受けている者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）にこの要綱の規定により許可を受けたものとみなす。
この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。